

第8期第5回(令和4年度第2回)

さいたま市地域自立支援協議会 次第

日時：令和4年11月15日(火)14時30分～16時30分

オンライン開催

○ 開 会

○ 議 題

1. 日中サービス支援型グループホームについて
2. 各専門部会の取組について
3. 地域生活支援拠点等について
4. 地域協議会から自立支援協議会への報告について
5. その他
 - ・さいたま市障害者相談支援指針の一部改訂について
 - ・次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について
 - ・令和4年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）について

○ 閉 会

第8期 さいたま市地域自立支援協議会委員名簿
【任期:令和3年4月1日～令和5年3月31日(2年間)】

	選出分野	所属及び職名	氏名	備考
1	市職員	浦和区役所 健康福祉部 参事 兼 支援課 課長	荒井 孝浩	
2	福祉事業従事者	社会福祉法人久美愛園 理事長	内田 富士夫	
3	当事者団体	一般社団法人さいたま市手をつなぐ育成会 代表理事	加藤 シゲヨ	
4	行政機関	浦和公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官	加藤 美幸	
5	市職員	子ども家庭総合センター 所長 兼 保健福祉局 保健部 副理事	黒田 安計	
6	学識経験者	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 理事	遅塚 昭彦	
7	市職員	保健福祉局 福祉部 参事 障害者総合支援センター所長事務取扱い	遠山 博司	
8	福祉事業従事者	社会福祉法人ささの会 総合施設長	長岡 洋行	
9	福祉事業従事者	コーディネーター連絡会議 議長 見沼区障害者生活支援センターやどかり 管理者	三石 麻友美	
10	市職員	保健福祉局保健所精神保健課 課長	山川 敬子	
11	福祉事業従事者	社会福祉法人いーはとーぶ 理事 兼 ケアホーム我が家 管理者	山口 詩子	

◆令和 4 年度精神保健福祉部会について◆

【今年度の取り組み】

- ・アウトリーチ事業について、市全域での実施を目指し、年 2 区ずつ支援区を拡大
 - ・困難事例に対する技術支援の一環として事業を導入する
 - ・民間支援期間（医療機関・訪問看護ステーション・障害者生活支援センター）との協働のシステムの維持
 - ・地区ごとの特性を踏まえた継続可能な支援体制の整備
- ・部会の名称を変更「地域生活支援部会」→「精神保健福祉部会」

◆第 1 回 精神保健福祉部会（ R4. 8. 2 ）

○部会の名称を変更

「地域生活支援部会」→「精神保健福祉部会」

○精神障害者の家族支援について

精神障害者の家族による家族学習会の説明や、精神障害者の家族支援の方法について報告した。

○令和 4（2022）年度 地域移行・地域定着支援連絡会議について

地域移行・地域定着支援連絡会議の今年度の活動予定について報告した。

・年 3 回開催予定（8 月、11 月、3 月）

○障害者支援地域協議会について

障害支援課から、障害者支援地域協議会の概要について説明した。

◆令和 4 年度障害者虐待防止部会について◆**【今年度の取組】**

- ・ 緊急一時保護等事業の活用方法や事例を踏まえ、さいたま市障害者相談支援指針の改定を行う。

◆第 1 回 障害者虐待防止部会 (R4. 7. 28)○令和 3 年度障害者虐待統計の報告○さいたま市障害者相談支援指針の一部改訂について報告

- ・ 令和 4 年 4 月に再改訂された「障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）」を踏まえた修正点を提示
- ・ 緊急一時保護等事業の体験利用の事例を提示
- ・ 指針印刷までの全体スケジュールを提示
- ・ (R4. 11. 15 現在) 相談支援部会委員、虐待防止部会委員に改訂点について意見照会済み

○障害者の緊急の定義について報告

- ・ 「緊急」について一律に定義することは困難であるため、本市における障害者緊急一時保護等事業の運用について整理
- 通常の障害福祉サービスや、やむを得ない事由による措置で対応できない場合の制度であることを前提とし、虐待や介護者の急病等の事情があり、「前日又は当日に要請があった場合」には、要綱の運用上、「緊急」に該当すると整理する。
-

◆令和 4 年度相談支援部会について◆**【今年度の取り組み】**

- ・ 地域生活支援拠点事業実施要綱の運用。
- ・ 桜区に基幹相談支援センター及び地域協議会を設置する。
- ・ 児童期を含めた相談支援についての実態把握。

◆第 1 回 相談支援部会 (R4.8.30)**○地域生活支援拠点等について**

地域生活支援拠点事業の実施要綱に関する経緯について報告し、ガイドラインの整備について協議した。また、令和 3 年度に地域協議会からなされた活動報告について報告した。

○障害者支援地域協議会・基幹相談支援センターについて

今年度、桜区に地域協議会と基幹相談支援センターを設置したことを報告した。また、令和 3 年度に地域協議会からなされた活動報告について報告した。

○さいたま市障害者相談支援指針の一部改訂について

さいたま市障害者相談支援指針の改定スケジュールを報告した。

◆令和 4 年度子ども部会について◆**【今年度の取り組み】**

医療的ケア児実態調査結果を踏まえ、「医療的ケア児等コーディネーター配置についての整理と周知」と「一時的な預け先や送迎支援の実態についての整理と共有」について協議する。

◆第 1 回 子ども部会 (R4.8.19)**○さいたま市における医療的ケア児の一時的な預け先や送迎支援の実態について**

さいたま市内の医療的ケア児の受入れが可能な事業所数の調査結果を報告した。

○医療的ケア児等コーディネーターについて

さいたま市に配置されている医療的ケア児等コーディネーターの一覧、埼玉県主催の養成研修資料やカリキュラムを提示した。

さいたま市医療的ケア児等コーディネーターの実態や、今後のコーディネーターの活用方法についての意見交換を行った。

○その他**(1) 埼玉県医療的ケア児支援センター設置の進捗について**

埼玉県 HP に掲載されている、埼玉県医療的ケア児支援センター等あり方検討会議の資料をもとに、設置の進捗状況について情報共有を行った。

(2) 障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築について

令和 3 年 1 2 月 2 3 日付で厚生労働省から発出された「障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築について」の通知に関する報告を行った。

資料3

地域生活支援拠点等について

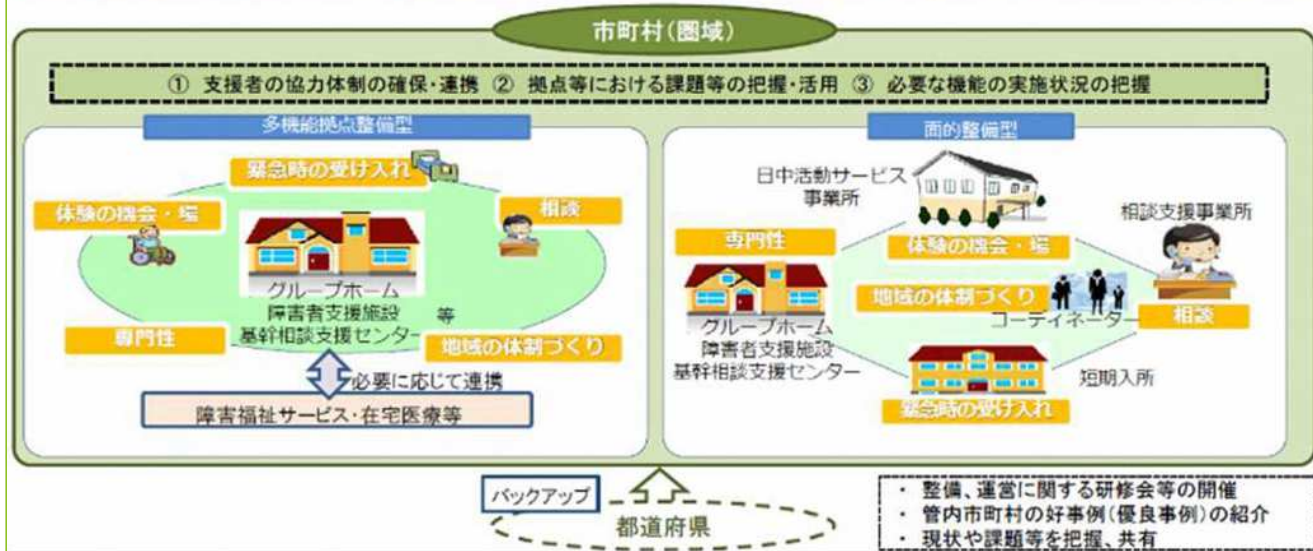
5つの機能イメージ図と本市での整備手法について

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



(国パンフレットによるイメージ図)

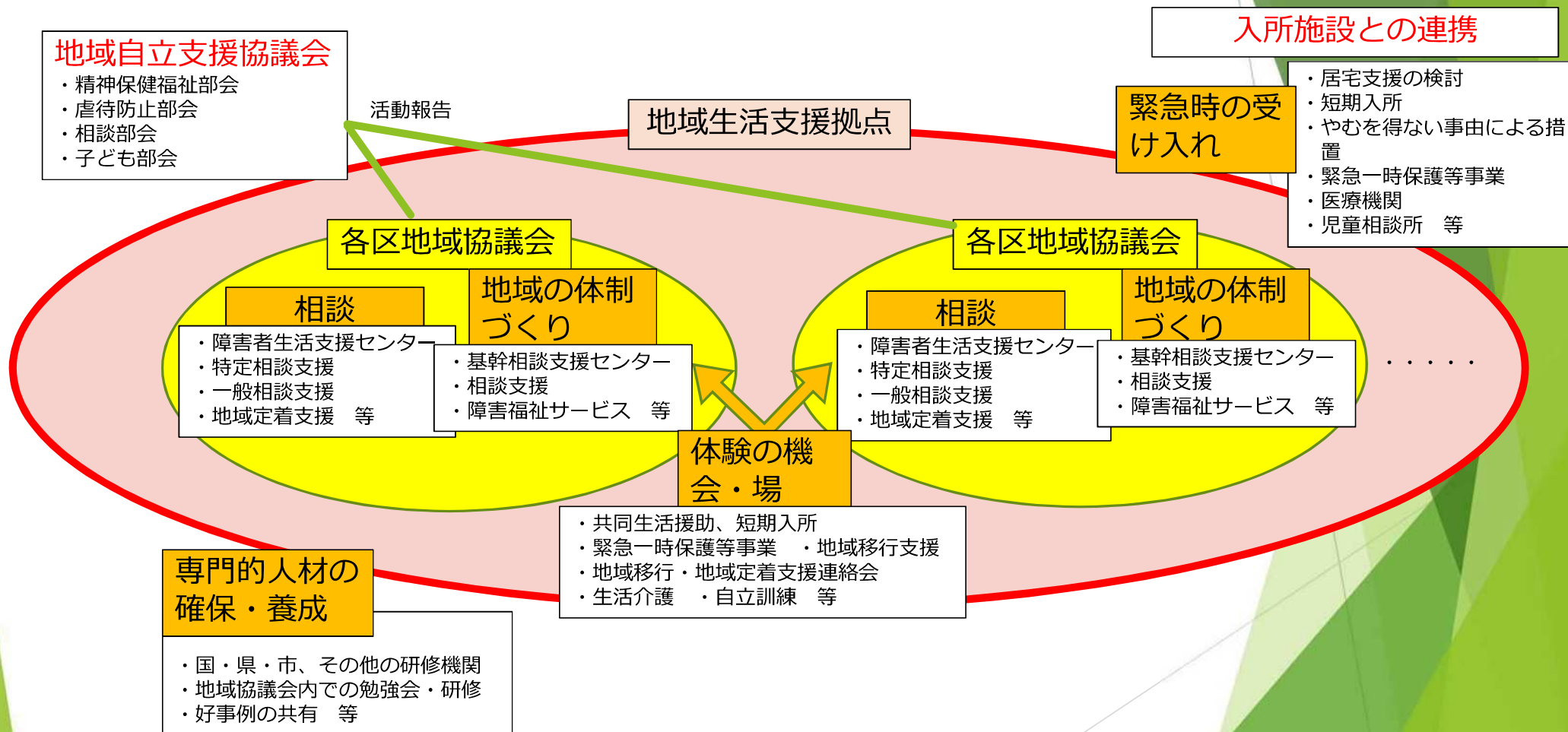
国の整備手法イメージ

- ・多機能拠点整備型（左下図）
入所施設等を中心に5つの機能充足を図る。
必要に応じて関係機関と連携する。
- ・面的整備型（右下図）
既存の事業所やサービスのネットワークを活性化させ、5つの機能の充足を図る。

また、この他にハイブリッド型（多機能拠点整備型 + 面的整備型）という整備手法を採用する自治体もある。

本市においては、自立支援協議会での協議を重ね、**面的整備型**を採用することとしている。

さいたま市地域生活支援拠点イメージ案

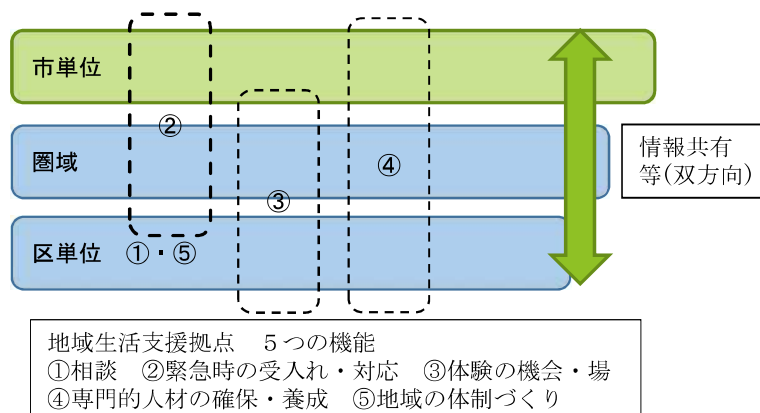


階層（エリア）別役割分担について

過去の相談支援部会において、地域協議会の場を活用して地域生活支援拠点の機能について検討を進める方針の提案を行ったところ、機能によっては区単位の地域で検討を進めることは難しい場合があるとの意見をいただきました。

5つの機能の大まかな役割分担を、以下のとおりイメージしています。

地域生活支援拠点 階層（エリア）別役割分担の考え方



※利用できる資源の状況も地域ごとに異なるため、機能ごとに対象となる階層（エリア）を分けて考える。

基幹相談支援センター・地域協議会について

▶ 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、①総合的・専門的な相談支援の実施、②地域の相談支援体制の強化の取組、③地域移行・地域定着の促進の取組、④権利擁護・虐待の防止等の業務を行う。

さいたま市では、**各区の障害者生活支援センターに委託し、地域協議会の運営を担う。**

▶ 地域協議会（正式名称：障害者支援地域協議会）

各区に地域協議会を設置し、市内の各地域の障害者関係機関が連携して、地域における体制づくり、個別の事例等から抽出された支援体制に関する課題等の情報共有及びそれらの解決に関する活動を行う。

各地域協議会は、**市の自立支援協議会に対し、活動内容の報告を行う。**

目標指標	実績				今後の見通し		
	～令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
基幹相談支援センターの設置	【2区】 ・中央区 ・南区	【3区目】 ・岩槻区 ※南区 (受託者変更)	【4区目】 ・浦和区	【5区目】 ・桜区	【6区目】 調整中	【7, 8区目】 調整中	【9, 10区目】 調整中
地域協議会の設置	【1区】 ・岩槻区	【2区目】 ・中央区	【3, 4区目】 ・南区 ・浦和区	【5区目】 ・桜区	【6区目】 調整中	【7, 8区目】 調整中	【9, 10区目】 調整中

本市における機能ごとの検討状況①

▶ ①相談機能の充実について

【国 具体例】

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

【本市での基本的な考え方】

緊急時の支援が見込めない世帯の事前把握・登録、常時の連絡体制確保に向けた取り組みを進める。

【本市での具体的な進め方】

区単位の協議の場（地域協議会、サービス調整会議、相談支援連絡会議、顔の見えるネットワーク会議等）や「つながり支援」事業等を活用し、関係機関との情報共有を図る。

（想定される手順）

①対象者の把握

条件設定、つながり支援リストアップ者の確認、障害者手帳所持者の世帯状況確認、区役所関係所管との対象者リスト共有、アンケート調査、対象者住居のマッピング等

②相談先の周知・③登録への働きかけ

把握した対象者への訪問、市報（区版）・区ホームページへの掲載、SNSの活用、関係所管が主催する会議への出席等

③常時の連絡体制確保

埼玉県精神科救急情報センター（048-723-8699）、埼玉県虐待通報ダイヤル（#7171）、市障害者虐待防止センター（支援課、障害者生活支援センター）等の周知。地域定着支援の積極的な活用。

本市における機能ごとの検討状況②

▶ ②緊急時の受入れ・対応機能の充実について

【国 具体例】

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

【本市での基本的な考え方】

短期入所等事業所の状況を把握し、効率的な活用に向けた検討を行う。本市における常時の緊急受入体制等についてのあり方を検討する。

【本市での具体的な進め方】

相談機能における情報共有の結果を活用する。

(想定される手順)

①対象者の把握

相談機能に同じ。

②事業所への周知

地域協議会など区ごとの協議の場を活用し、対象者数や各事業所の状況等について情報共有を進める。

③類似機能における考え方の整理

障害福祉サービス（居宅での支援、施設入所支援・短期入所・共同生活援助）、やむを得ない措置、緊急一時保護等事業の利用を整理する。

④緊急受入れ態勢確保に向けて

必要に応じて、利用目的別の整理や関係機関（医療機関、児童相談所等）との連携、運用や要件の見直し等を行う。

本市における機能ごとの検討状況③

▶ ③体験の機会・場について

【国 具体例】

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

【本市での基本的な考え方】

共同生活援助事業所の状況を把握し、共同生活援助の体験利用を有効に活用できるように検討を行う。また、緊急時の受入れが初めての宿泊サービス利用とならないよう、緊急時の受入れの事前体験についても体験の機会・場機能の充足と考える。短期入所や緊急一時保護等事業の体験利用も検討する。

また、地域移行・地域定着支援連絡会でもピアサポーターが精神病院の入院患者の退院支援をしており、体験の場が求められる。

【本市での具体的な進め方】

相談機能における情報共有の結果を活用する。

(想定される手順)

①対象者の把握

相談機能に同じ。

②対象者の選定（共同生活援助の体験利用）

地域協議会など区ごとの協議の場を活用し、対象者の選定や利用勧奨に向けた情報共有・検討を行う。

（例 短期入所支給決定済みだが、利用実績ない方等）

③事業所への周知

共同生活援助事業所指定時に「体験の機会・場」機能についての説明を行い、体験利用への理解を求める。

④宿泊型自立訓練の活用

本市に存する2か所の宿泊型自立訓練施設との連携を強化し、機能の充足を図る。

本市における機能ごとの検討状況④

▶ ④専門的人材の確保・養成

【国 具体例】

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

【本市での基本的な考え方】

市・区・CD連絡会議・権利擁護センター等の研修について内容を確認・整理する。国・県・その他の機関が実施する研修についても周知を行い、受講しやすい体制づくりを進める。また、人材確保に向けた取り組みを進める。

【本市での具体的な進め方】

現在開催している研修について、関係者からの意見を求め、よりニーズに合った研修となるよう検討を行う。人材確保については関係課・関係機関との連携を進める。

（想定される手順）

①研修についての確認・整理

実施主体（市・区・コーディネーター連絡会議・権利擁護センター・外部機関）、内容、対象者別に確認・整理を行う。

②人材確保について

障害政策課ホームページに、各事業所の求人情報を掲載（実施中）。

③地域協議会内で、勉強会・研修を実施する。

④他市の状況把握・検討

「地域生活支援拠点等の好事例集」（厚生労働省ホームページ）においても、様々な類型が例示されているため、本市にふさわしい機能充足に向けた検討を行う。

本市における機能ごとの検討状況⑤

▶ ⑤地域の体制づくり

【国 具体例】

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

【本市での基本的な考え方】

自立支援協議会について、区ごとに地域協議会の設置を進める。地域協議会と本協議会の連携を促進し、市域全体のサービス提供体制の底上げを図る。

【本市での具体的な進め方】

各区の障害者生活支援センターと基幹相談支援センターの委託契約を締結する。基幹相談支援センターは地域協議会の運営を担い、区役所支援課や地域の各機関と連携し、地域の体制づくりを進める。地域協議会は域内事業者のネットワークを強化し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保を目指す。

(想定される手順)

①基幹相談支援センター・地域協議会の設置区増

令和4年度は桜区に基幹相談支援センターと地域協議会を設置した。今後、地域協議会設置区増に向けた取り組みを進める。

②地域協議会設置に向けた域内事業者への協力依頼

域内事業者の積極的な参画が求められるため、地域協議会の周知・協力依頼を行う。

③域内における会議体ごとの役割整理

すでにネットワーク会議等を設置している区においては、地域協議会との関連性を整理する。

④障害支援課において、事業所の指定をする際、地域協議会を案内する。

地域生活支援拠点事業実施要綱と加算について

○地域生活支援拠点事業実施要綱施行 (令和3年7月1日)

(事業内容等)

第3条 **地域生活支援拠点は**、「地域生活支援拠点における機能」を担うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）に基づき、**地域生活支援拠点等に位置付けられていることが要件となっている加算の算定が可能な障害福祉サービス等（以下「拠点事業」という。）**を実施する。

(実施主体等)

第4条 **拠点事業の実施主体は**、前条に規定する障害福祉サービス等を提供する事業所（以下「拠点事業所」という。）として市が登録した者とする。

○加算の取得の要件に「地域生活支援拠点等であること」を含む加算

加算名	対象サービス	加算単位
地域生活支援拠点等相談強化加算	計画相談 障害児相談	700単位/回
障害福祉サービスの体験利用加算	地域移行	+50単位/日
障害福祉サービスの体験利用支援加算	生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行 就労継続支援A型、B型	+50単位/日
体験宿泊支援加算	施設入所	120単位/日
地域体制強化共同支援加算	計画相談 障害児相談	2,000単位/回 (月1回を限度)
緊急時対応加算	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者包括支援	+50単位/回
緊急時支援加算	自立生活援助	+50単位/日
地域生活支援拠点等の場合、緊急時支援費（1）に上乗せ加算	地域定着支援	+50単位/日
地域生活支援拠点等の場合、基本報酬に上乗せ加算	短期入所	+100単位/日

拠点事業所の登録までの手続き（R4.10修正案）

1. 集団指導等において、さいたま市障害支援課から対象事業所に拠点事業所の登録について説明する。
2. 登録希望のある事業所は、障害支援課に希望を伝える。障害支援課は、登録までの手続きや必要書類等を説明する。
3. 障害支援課は、登録希望のある事業所の情報を基幹相談支援センターに伝える。
4. 登録希望のある事業所は、地域協議会に出席し、地域の中で担う役割について話し合いを行う。
5. 基幹相談支援センターは、さいたま市地域自立支援協議会に出席し、登録希望のある事業所を報告する。（各事業所の出席は不要）
6. さいたま市地域自立支援協議会后、登録希望の事業所は、登録申請書、誓約書（暴力団関係ではない旨）及び運営規程を障害支援課へ提出する。
7. 拠点事業所として登録された事業所は算定可能な加算について、体制届を障害支援課へ提出する。

※障害者支援施設（入所施設）、短期入所事業所は別の手続きになります。

ガイドラインの整備について

加算についてだけでなく、拠点事業の考え方や各機能の具体的な考え方等を市と関係者で協議することが必要

→地域生活支援拠点のガイドラインを整備することに

○スケジュール案

令和4年9月22日 地域生活支援拠点事業ガイドライン等に関する意見交換会

令和4年10月19日 ワーキンググループ（地域生活支援拠点等）開催

令和4年10月～11月 各区障害者生活支援センター、自立支援協議会委員、各区支援課、
各区地域協議会参加事業所、入所施設等からの意見をもとに、
ガイドライン案を作成

令和5年1月31日 第2回相談支援部会でガイドライン案を報告

令和5年3月16日 第3回自立支援協議会でガイドライン案を報告

令和4年度内の制定
令和5年度から運用

○ガイドラインの内容案（他市のガイドラインを参考に）

- ・地域生活支援拠点とは
- ・他事業との関係（自立支援協議会、基幹相談支援センター、地域協議会、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム、地域移行・地域定着支援連絡会等）
- ・地域生活支援拠点の5つの機能（国の説明、本市の取組み状況・課題、実施主体等）
- ・加算について

地域協議会から自立支援協議会への報告について

1. 地域協議会の設置予定

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
新規	+ 1 区	+ 1 区	+ 2 区	+ 1 区	+ 1 区	+ 2 区	+ 2 区
合計	1 区	2 区	4 区	5 区	6 区	8 区	10 区

2. 自立支援協議会への報告について

(1) 一年間の活動報告

【報告時期】年度末の第3回自立支援協議会

【報告様式】定型の報告様式

【意見の集約】全ての地域協議会が報告するのは時間的に困難なため、地域協議会連絡会議を開催し、意見を集約する。

【当日の報告】地域協議会連絡会議で集約したものをを用いて報告する。各地域協議会で作成した報告は全て委員に資料として配布する。

(2) その他の報告

【報告時期】第1回～第3回自立支援協議会

【報告の有無の照会】各自立支援協議会の一月前を目途に、障害支援課から各地域協議会へ報告の有無を照会

【報告様式】任意の様式

【意見の集約】原則不要。同じ内容の報告を複数の地域協議会からする場合は必要に応じて意見集約。

【当日の報告】出席した地域協議会がそれぞれ報告。同じ内容の報告を複数の地域協議会からする場合は代表の地域協議会が報告。

※自立支援協議会は時間的に限られることから、他の議題と報告時間を調整する。

3. 地域協議会連絡会議について

地域自立支援協議会（本協議会）の一月前を目途に、地域協議会連絡会議を開催し、幹事となる基幹相談支援センターが、他の基幹相談支援センターから報告を受け、意見を集約する。その後、幹事の基幹相談支援センターが障害支援課に集約した意見を報告する。幹事は

コーディネーター連絡会議の事務局である中央区基幹相談支援センターと持ち回りの基幹相談支援センターの2区で担う。

4. 報告後の対応について

【令和3年度の活動報告まで】

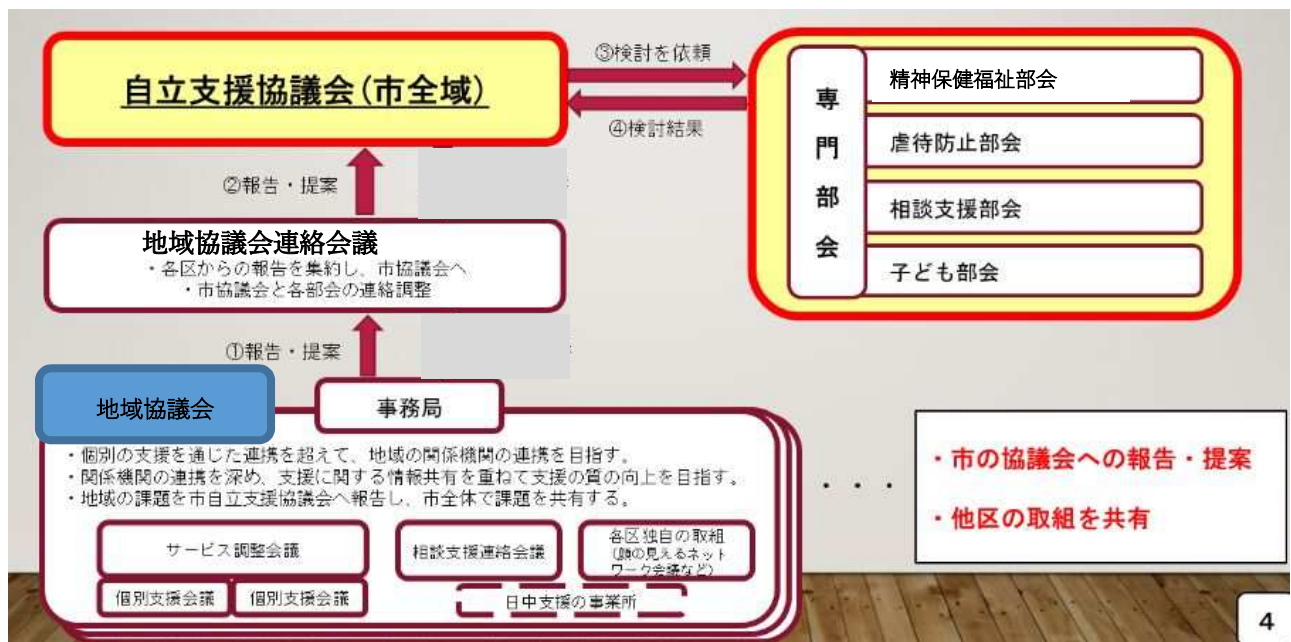
自立支援協議会で受けた報告に対して、障害支援課が回答案を作成。その回答案を次回以降の自立支援協議会（部会含む）で協議し、了承を得た後、自立支援協議会会長名で各地域協議会へ回答を送付。

【令和4年度以降の活動報告】

事前に障害支援課が回答案を作成するのではなく、自立支援協議会または専門部会で協議していく。

※市の現状等を、事務局で整理した上で協議する。

5. イメージ



令和●年度 ●区障害者支援地域協議会活動報告

区名	部会等※	回次	開催日	参加人数	主な議題	参画機関	今年度取組内容	今後の課題や取組の方向性
●区 (●年●月設置)	本会	第1回						
		第2回						
		第3回						
		第4回						
	運営委員会	第1回						
		第2回						
		第3回						
		第4回						
	研修会							
	相談会							
	●●部会	第1回						
		第2回						
		第3回						
		第4回						
	●●部会	第1回						
		第2回						
		第3回						
		第4回						
	●●部会	第1回						
		第2回						
第3回								
第4回								

※「部会等」欄、その他区ごとに名称等が異なるものは、適宜修正してください。

令和●年度 ●区障害者支援地域協議会活動報告

さいたま市地域自立支援協議会における議論の参考としますので、各区地域協議会において検討・協議されている諸課題のうち、市の施策として取り組むべき課題であると認識しているものがある場合は記載してください。

No.	課題（現状）	解決に向けた方策案など	各区でできる取組みまたは既に実施している取組み	市の施策として取り組むべき課題と考える理由
記載例	区内において、いわゆる「8050問題」に係る支援数が増加し、基幹相談支援センターに後方支援として多分野との検討会議参画を依頼するが、一般の相談件数も増加しており、人員不足から参加できない事例が生じている。（依頼数 月平均●件、参加数 月平均■件）	各区の障害数の推移等、基幹相談支援センターの相談対象者数の実態を把握し、それに応じた職員を配置できる体制づくりが必要である。	区内の全相談支援事業所に声をかけ、特定相談支援事業が一部の事業所に偏らないようをお願いしている。	基幹相談支援センターは、市の委託事業であるため、各区において適切な相談支援体制が構築できるよう、市域全体の実施体制を検討する必要があると考える。
1				
2				
3				

障害者相談支援指針 令和4年度改訂作業について

1. 改定内容

- ① 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）」
「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）」
の変更点（R2.10月改訂・R4.4月改訂）を反映
 - ② さいたま市障害者緊急一時保護等事業の変更点（R3.4月要綱改正）を反映
 - ③ その他、事業等の改廃状況に即した内容修正
 - ④ 誤字脱字等の修正
- ①～④の詳細は別紙「さいたま市障害者相談支援指針 主な改訂箇所」のとおり

2. 確認協力機関等

- ・ 地域自立支援協議会 相談支援部会委員、虐待防止部会委員
- ・ 10区支援課
- ・ 各障害者生活支援センター
- ・ さいたま市社会福祉協議会
- ・ その他、関係部署（市保健所、更生相談センター等）

3. 今後のスケジュール

- R4.11月 地域自立支援協議会にて最終案を報告
冊子印刷業者選定、契約
- R4.12月～ 原稿提出、校正
- R5.3月上旬 印刷納期、完成

令和4年度版 さいたま市障害者相談支援指針 主な改訂箇所	
はじめに	修正
第1部 支援課の役割	誤字脱字、言い回し 修正
第2部 ケースワーカーの基本的態度	誤字脱字、言い回し 修正
第3部 障害者生活支援センターの役割	誤字脱字、言い回し 修正
1 障害者生活支援センターの位置付け	P 28 さいたま市障害者生活支援センター設置要綱 最新版に差替え
3 障害福祉関係機関によるネットワーク構築	(2)関係機関による支援体制の構築 P 36 事例に基づくイメージ図に「障害者更生相談センター」を追加
第4部 各行政機関の役割	誤字脱字、言い回し 修正
2 各行政機関の役割(障害児者に係る主なもの)	(7)さいたま市社会福祉協議会 P 42 社会福祉協議会、高齢・障害者権利擁護センターの事業実施状況に即して修正
3 高齢・障害者権利擁護センター	P 44 さいたま市高齢・障害者権利擁護センター設置要綱 最新版に差替え
第5部 障害者への就労支援	誤字脱字、言い回し 修正
第6部 障害者虐待への対応	誤字脱字、言い回し 修正
1 障害者虐待への対応	(1)虐待事案発生時の流れ P 68 「虐待対応機関」に「さいたま市虐待防止センター」の文言追加 ②「虐待でないことが明らかになるまでは虐待の可能性を排除せず対応」を追加 (2)家庭内での障害者虐待への対応 P 69 コアメンバー会議の位置づけを追加 ↳ コアメンバー会議の構成員に基幹相談支援センター(ケースの状況に応じて参加) 72 を追加し、障害者生活支援センター職員として権利擁護支援員を明記 P 70 緊急性の判断に管理職同席が必須であることを追加 P 71 訪問調査時の対応について追加 (3)施設内での障害者虐待への対応(さいたま市の援護ケースの場合) P 73 コアメンバー会議の構成員に基幹相談支援センター(ケースの状況に応じて参加) ↳ を追加し、障害者生活支援センター職員として権利擁護支援員を明記 77 「再発防止のための支援」の主体に障害支援課を明記 P 75 緊急性の判断に管理職同席が必須であることを追加 P 75 施設自ら通報した場合についての対応を追加 P 76 虐待が発生した施設へのフォロー方法を追加 (4)施設内での障害者虐待への対応(さいたま市の援護ケースでない場合) P 79 緊急性の判断に管理職同席が必須であることを追加 施設自ら通報した場合についての対応を追加 (5)施設内での障害者虐待への対応(市外の施設でさいたま市の援護ケースの場合) P 81 コアメンバー会議の構成員に基幹相談支援センター(ケースの状況に応じて参加) ↳ を追加し、障害者生活支援センター職員として権利擁護支援員を明記 84 緊急性の判断に管理職同席が必須であることを追加 (6)職場における障害者虐待の対応 P 85 コアメンバー会議の構成員に基幹相談支援センター(ケースの状況に応じて参加) ↳ を追加し、障害者生活支援センター職員として権利擁護支援員を明記 90 県権利擁護センターへの通知、労働局への報告を追加 P 86 緊急性の判断に管理職同席が必須であることを追加 P 87 都道府県障害者権利擁護センターとの情報共有を追加 P 87 虐待の事実確認、認定を追加

令和4年度版 さいたま市障害者相談支援指針 主な改訂箇所	
2 虐待対応における各機関の役割	(4)障害者虐待における関係機関について P 92 区支援課、区高齢介護課の役割に成年後見制度利用支援事業について明記 ↳ 障害者生活支援センターの役割に権利擁護支援員の内容を明記 93 基幹相談支援センターの役割について追加 (5)児童・障害・高齢の担当部署の場合分け P 94 養護者による虐待にあたらぬケースの対応を追加 障害者虐待における虐待防止法性の対象範囲 P 95 厚労省虐待手引きどおりに修正
3 障害者虐待の定義	(2)虐待の種類・内容とその例示 P 96 厚労省虐待手引きどおりに具体例の追加 P 106 (5)身体拘束に対する考え方を追加
5 障害者虐待への気づき	P 115 通報義務のない施設における適切な対応を追加
8 やむを得ない事由による措置について	P 140 措置後の対応に「組合員等からの暴力等を受けた者の取扱い等」を追加
9 障害者緊急一時保護等事業について	P 142 障害者緊急一時保護等事業実施要綱 最新版に差替え、内容修正
10 障害者緊急一時保護等事業(体験利用事例)	P 145 体験利用に関する事例を2件追加
12 虐待対応における連携・協力のポイント	P 154 通報者の保護について追加
13 障害者虐待防止チェックリスト	④支援事業者の体制整備点検シート P 158 メンタルヘルスチェックリストの項目追加 <活用方法>⑤全体を通じて P 159 事業所における虐待防止対策の義務化について追加
第7部 事例集	誤字脱字、言い回し 修正
第8部 差別事案への対応	誤字脱字、言い回し 修正
様式集	誤字脱字 修正
障害者虐待・差別相談票	P 253 厚労省虐待手引きどおりに項目修正
障害者緊急一時保護等事業様式第1～7号	P 265 最新版に差替え
さいたま市障害者生活支援センター設置要綱	P 317 最新版に差替え
さいたま市コーディネーター連絡会議設置要綱	P 322 最新版に差替え

次期障害者総合支援計画策定のためのアンケート調査について

1 調査の目的

保健福祉に関わる障害者の生活状況やサービス等に関する利用状況、今後の要望等を把握し、次期さいたま市障害者総合支援計画（令和6年度～8年度）を策定する際の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の概要

実施時期：令和4年10月3日～10月31日

配布数：6,500部

配布方法：郵送による配布及び病院や団体等への配布依頼

回収方法：同封した返信用封筒（料金受取人払）による郵送

3 調査対象者等

調査対象者	総数	配布数	割合	対象者抽出・調査方法
身体障害者	33,447人	2,576	約7.7%	手帳所持者から無作為抽出し、郵送配布
知的障害者	8,638人	665	約7.7%	手帳所持者から無作為抽出し、郵送配布
精神障害者	14,592人	1,124	約7.7%	手帳所持者から無作為抽出し、郵送配布
自立支援医療利用者 (手帳なし)	11,484人	884	約7.7%	自立支援医療制度利用者から無作為抽出し、郵送配布
精神科病院 入院患者	—	100	—	精神科病院に直接配布依頼
発達障害者	—	200	—	発達障害者団体に直接配布依頼 療育センター等利用者へ配布依頼
難病患者	8,460人	652	約7.7%	指定難病患者から無作為抽出し、郵送配布
小児慢性患者	1,284人	99	約7.7%	小児慢性特定疾病患者から無作為抽出し、郵送配布
障害福祉事業所	—	200	—	市内障害福祉関係事業所から無作為抽出し、郵送配布
計		6,500		

4 回収状況（速報値）

2022/10/31（月）現在

当事者アンケート

種別	配布数	回収数	回収率
身体障害者	2,576 件	1,246 件	48.4%
知的障害者	665 件	234 件	35.2%
精神障害者	1,124 件	403 件	35.9%
自立支援医療利用者	884 件	245 件	27.7%
精神科病院入院患者	100 件	39 件	39.0%
発達障害者	200 件	49 件	24.5%
難病患者	652 件	354 件	54.3%
小児慢性患者	99 件	48 件	48.5%
計	6,300 件	2,618 件	41.6%

事業所アンケート

種別	発送数	回収数	回収率
障害福祉事業所	200 件	104 件	52.0%

- ※ 10月31時点のもので、最終ではありません。
 委託している業者からの速報値となります。
 今後、精査することで、修正する場合があります。

令和4年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）

1. 調査の目的

本調査は、在宅障害児・者等の生活実態とニーズを把握することを目的としています。

2. 調査の対象

全国5, 363国勢調査調査区に居住する在宅の障害児・者等（障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳）所持者、難病等患者及びこれまで法制度では支援の対象とならないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある者）を対象とします。

さいたま市は53地区（3, 121世帯）が対象として指定されています。

3. 調査期間

原則、令和4年12月1日（木）から4日間程度（土日含む）

なお、訪問開始の10日前までを目安に全世帯に「調査実施のお知らせ」を配布します。

4. 調査事項

- ① 調査対象者の基本的属性に関する調査項目
年齢、性別、障害の原因、住居、就労・就学の状況等
- ② 現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービス
障害福祉サービス等の利用状況、利用の希望 等

5. 調査手順

【事前周知】

訪問開始の10日前までを目安に全世帯に「調査実施のお知らせ」を配布します。

【調査実施】

- ① 調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明のうえ、調査対象者の有無を確認します。
- ② 調査対象者がいる場合は、調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼します。
- ③ 調査票は、原則として調査対象者本人が記入します。
なお、必要に応じて、適切な記入の支援を実施します。
 - ・ 視覚障害者の方に対して、希望に応じて点字版の調査票を配布
 - ・ 調査対象者が聴覚・言語・音声機能障害者である場合は、手話通訳者の派遣について配慮
 - ・ 障害の状況により本人が記入できない場合、本人の希望に応じて、代筆